

南部健福第1722号  
令和元年11月12日

地域密着型サービス事業所 管理者 様

南部町健康福祉課長  
[ 公 印 省 略 ]

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種の登録について

令和元年10月29日付け事務連絡により厚生労働省健康局結核感染症課新型インフルエンザ対策推進室より、「特定接種管理システム」にかかる事務連絡がありました。

新型インフルエンザ対策特別措置法に基づく特定接種の登録申請については、平成28年10月14日から平成29年3月17日の期間中にご登録頂いたところですが、令和元年11月1日より「特定接種」の新規登録申請及び変更申請の受付が再開されましたので、検討のうえ申請下さるようお願い申し上げます。

記

1 再開時期

令和元年11月1日（金）から

※今回の再開より、通年で申請を行うことができますようになります。

2 再開する申請受付

新規登録申請、変更申請

3 留意点

- (1) 登録事業者には、新型インフルエンザ等発生時において、医療の提供・国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を継続的に実施する努力義務が課されています。
- (2) 実際の特定期接種の対象、接種総数、接種順位は、新型インフルエンザ等発生後に政府対策本部において判断・決定されるため、登録されたことをもって必ずしも特定期接種の実施対象となるわけではありません。
- (3) 厚生労働省の登録の際、厚生労働省のホームページにおいて登録事業者名、事業所名及び所在地等が公表されます。また、新型インフルエンザ等の発生後特定期接種を実施した際に、実施した登録事業所名等が公表されます。

【参考】特定期接種登録・修正URL

<https://tokutei.mhlw.go.jp/vaccine/logonPage.do>

南部町健康福祉課 介護保険班 TEL 0178-60-7101 FAX 0178-76-3904 担当 澤口 内線232
---